

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年8月5日

【会社名】

鹿島建設株式会社

【英訳名】

K A J I M A C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 桐 生 雅 文

【本店の所在の場所】

東京都港区元赤坂一丁目3番1号

【電話番号】

03(5544)1111 代表

【事務連絡者氏名】

執行役員人事部長 西澤直志

【最寄りの連絡場所】

東京都港区元赤坂一丁目3番1号

【電話番号】

03(5544)1111 代表

【事務連絡者氏名】

執行役員人事部長 西澤直志

【縦覧に供する場所】

鹿島建設株式会社 関西支店

(大阪市中心区城見二丁目2番22号)

鹿島建設株式会社 中部支店

(名古屋市中区錦二丁目15番22号)

鹿島建設株式会社 横浜支店

(横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号)

鹿島建設株式会社 関東支店

(さいたま市大宮区大門町二丁目118番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2026年8月5日開催の取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同様。）及び執行役員に対し、信託を介して当社の株式を付与すること、並びに従業員向けインセンティブ・プランとして、一定の職務等級以上の当社の従業員に対し、信託を介して当社の株式を付与することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社は信託の受託者に対して自己株式処分を行い、当社の取締役、執行役員及び一定の職務等級以上の従業員は、後記2(10)のとおり、同信託の受益者として、同信託内の当社の株式の交付を受けることになります。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

鹿島建設株式会社 普通株式

(2) 発行数又は売出数

売出数2,400,000株

なお、当該売出数に加え、同信託内において497,105株を保有しています。

(3) 発行価格及び資本組入額又は売出価格

売出価格5,310円

注：前記1の取締役会決議の日の前営業日である2026年8月4日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値としています。

資本組入額：該当事項はありません。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

売出価額の総額12,744,000,000円

資本組入額の総額：該当事項はありません。

注：(2)記載の同信託内における保有株式分を加えると、総額は14,028,983,461円となります。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(6) 当該取得勧誘の相手方又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

以下の計3,447名

①当社の取締役 6名

②当社の執行役員 51名

③一定の職務等級以上の当社の従業員 3,390名

(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(i) 信託契約に係る事項

後記(10)のとおりです。

(ii) 譲渡制限契約

前記(6)の者が信託の受託者（三井住友信託銀行株式会社）から交付を受ける当社の普通株式（ただし、退任又は退職した後に交付を受けるものを除く。）については、当社との間で、以下の概要の譲渡制限契約を締結します。

a. 当該株式の交付を受けてから退任又は退職するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- b. 前記aの違反があった場合や、譲渡制限期間中に非違行為があった場合等には、当社は、当該株式を無償で取得する。
- c. 前記aにかかわらず、当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等に該当した場合には、その時点で譲渡制限を解除する。

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

後記(10)のとおり前記(6)の者に交付されるまでは三井住友信託銀行株式会社が信託財産として保有します。三井住友信託銀行株式会社は、その固有財産及び他の信託の信託財産と分別して管理します。

また、前記(6)の者に交付されて以降、前記(8)(ii)の譲渡制限契約に基づく譲渡制限が解除されるまでは、その実効性を確保するため、前記(6)の者が当社指定の証券会社に開設した専用口座で管理されます。

(10) 信託を用いて当該株券等を交付する場合には、次に掲げる事項

(i) 当該信託の受益権の内容

当社は、自己株式の処分先である三井住友信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする信託契約を締結しており、後記(iii)に定める者（以下、個別に又は総称して、「制度対象者」という。）は、同信託の受益者として、当社の普通株式の交付を受けることになります。

各制度対象者が受益者として同信託の信託財産から交付を受けることとなる株式の数は、当社が各制度対象者に付与するポイントの数に応じて定まります。

当社は、制度対象者へのポイント付与の条件や同信託の受益権取得の条件を定める「株式交付規程」を定めております。当社は、当該「株式交付規程」に従い、各制度対象者に対して、その役位及び業績目標の達成度等、又は職務等級等に応じた数のポイントを付与します。

制度対象者は、ポイントの付与を受ける都度、本信託の受益権を取得します。なお、各制度対象者による同信託の受益権の取得は、所定の非違行為がなかったこと、当社との間で前記(8)(ii)の譲渡制限契約を締結すること等、当該「株式交付規程」に定める条件を充足することを条件とします。

本信託の受益権を取得した制度対象者は、同信託の受益者として、同信託の信託財産から、当該「株式交付規程」に基づき付与されたポイントに応じた数の株式の交付を受けます。

(ii) 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

2,897,105株

(iii) 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

- ・ 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
- ・ 当社の執行役員
- ・ 一定の職務等級以上の当社の従業員